

函館市過疎地域持続的発展市町村計画

【令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度】

北海道函館市

はじめに

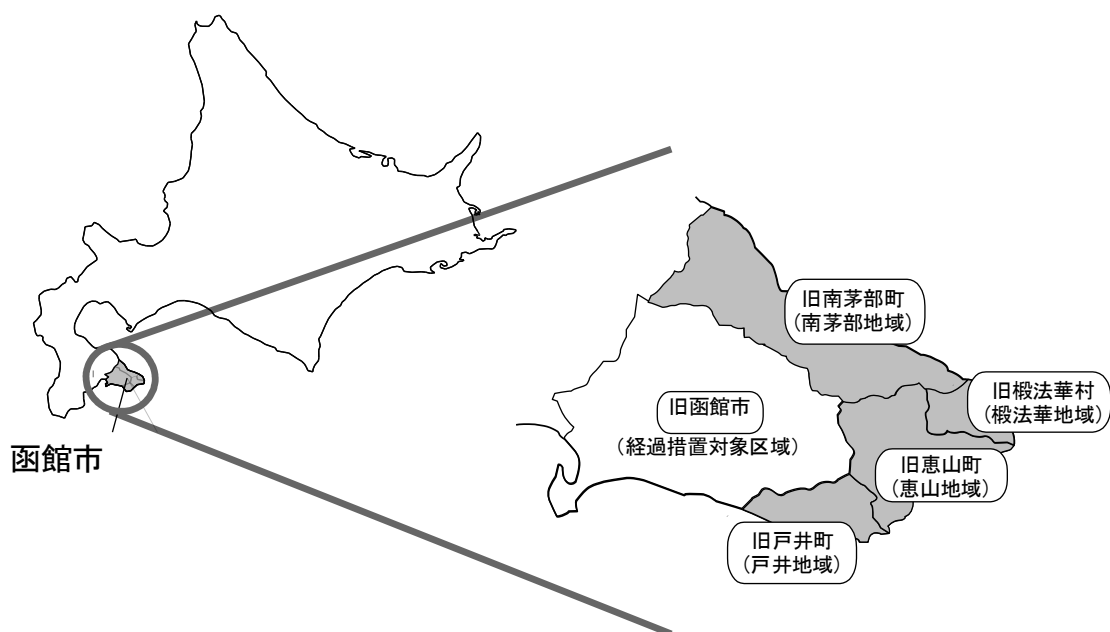
本市は、平成16年12月1日に、当時の戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町（以下、「旧4町村」という。）との市町村合併により、現在の市域となり、平成26年4月1日「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」の施行により、旧4町村地域のほか、旧函館市域を含めた全市域が過疎地域に指定されました。

令和3年4月1日「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下、「新法」という。）の施行に伴い、全市域のうち、旧函館市域が過疎地域の指定要件を満たさなくなり、旧4町村地域のみが、改めて過疎地域として指定されました。

本計画は、本市が持つ地域資源を最大限に活用し、新法に定められた財政上の支援措置等を活用しながら、持続的な発展を目指す指針とするため、「北海道過疎地域持続的発展方針」との整合性を図り、「第2期函館市活性化総合戦略」を踏まえて策定するものです。

なお、新法の施行に伴い、旧函館市域についても、一定の期間、財政上の支援措置等を受けられる経過措置が適用されるため、本計画は、全市域を対象としています。

<位置図>



目 次

1 基本的な事項

(1) 函館市の概況	1
(2) 人口および産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	11
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
(9) 本計画とSDGs	16

2 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成

(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計 画	18

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	21
(3) 計 画	23
(4) 産業振興促進事項	26

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	27
(3) 計 画	27

5 交通施設の整備, 交通手段の確保

(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	29
(3) 計 画	29

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	32
(3) 計 画	33

7 子育て環境の確保，高齢者等の保健および福祉の向上および増進	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 計 画	37
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計 画	38
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	40
(3) 計 画	41
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 計 画	42
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 計 画	43
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 計 画	44
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 計 画	45
■ 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分 ...	46

1 基本的な事項

(1) 函館市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自 然

本市は、北海道の南西部、渡島半島の南東部に位置し、面積は677.87km²となっており、南西部に位置する函館山を要に扇状に広がる平野部と段丘地形、北東側に広がる袴腰岳から毛無山に連なる山並みや活火山恵山といった山岳地で構成され、平野部に市街地が、海岸に沿って漁業集落が形成されており、海岸線の背後には急峻な地形が迫っています。

また、南側は津軽海峡、北東側は太平洋に面し、コンブ・イカ・マグロなどの水産資源に恵まれているほか、気候は、北海道のなかでは比較的温暖で、夏季には海霧が発生しやすいものの、冬季は積雪量が少なく、住みやすい地域となっています。

② 歴 史

本市は、安政6年、横浜・長崎とともに我が国最初の国際貿易港として、いち早く海外に門戸を開くとともに、北海道開発の拠点として本州と結ばれ、東洋と西洋、伝統と開拓など多様な文化が交わることで、独特の文化を醸成してきました。

また、暖流と寒流が交わる豊かな漁場と天然の良港に恵まれ、古くから交易の拠点として栄えるとともに水産業を基幹産業として発展し、大正時代からは北洋漁業の基地および交通の要衝として、漁業・貿易の拡大とともに黄金時代を迎えました。

大正11年8月には市制を施行し、東京以北では最大規模の都市としてまちづくりが進められましたが、昭和48年、53年の2度のオイルショックによる造船不況、昭和52年の200海里規制の強化による北洋漁業の衰退により、基幹産業の造船、水産加工業などは大きな影響を受け、さらに昭和62年の国鉄分割・民営化、昭和63年の青函連絡船の廃止により、地域経済は大きな痛手を受けました。

一方で、昭和63年の青函トンネルの開通をはじめ、函館港の整備、函館空港の機能・路線網の拡充など、陸・海・空の交通体系の整備進展による道南の交通・物流の拠点としての機能の高まりとともに、観光・交流機能が増大し、南北北海道の中核都市として発展してきました。

平成16年12月には戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町と合併し、平成17年10月には中核市となり、より自立したまちづくりが求められるなか、市民に身近なサービスの提供と地域特性を生かした施策を展開しています。

③ 社会・経済

本市は、道南の中心都市、観光都市として、第三次産業の比率が高い産業構造にありますが、製造業および商業の面からみると、イカなどの水産加工品をはじめとした食料品製造業や造船業および物流が発達した地域でもあります。

一方、旧4町村地域は、第一次産業の比重が高く、特に、豊富な水産資源を有していることから漁業が盛んであり、合併後は、道内屈指の水揚げを誇る水産都市となっています。

また、物的・人的交流拠点となる重要港湾函館港をはじめ、函館空港や高規格幹線道路、北海道新幹線など国内外との交通ネットワークが形成されており、陸・海・空が交わる交通の要衝としての優位性を有しています。

イ 過疎の状況

本市の人口は、平成27年の国勢調査では265,979人となっており、昭和50年の334,416人と比較すると、40年間で68,437人（20.5%）の減少、平成2年の328,493人と比較すると、25年間で62,514人（19.0%）減少しています。また、15～29歳の若年者比率は12.4%となっており、人口に占める割合は減少傾向にある一方で、65歳以上の高齢者比率は32.3%であり、人口が減少しているなかでも大きく上昇しています。

さらに、旧4町村地域では、人口減少が著しく、減少率は、昭和50年から平成27年までの40年間で56.2%、平成2年から25年間で44.4%となっているほか、平成27年の若年者比率は8.6%、高齢者比率は41.6%であり、より一層、過疎化・少子高齢化が進行している状況にあります。

人口減少・過疎化の要因としては、出生数の減少等による自然減と、若年層の進学や就職時における、東京や札幌などの大都市圏への転出等による社会減にあり、特に旧4町村地域では、近年、基幹産業である漁業を取り巻く環境が厳しさを増してきていることや、雇用の場に大きく結びつく他の産業が乏しいことから、若年層の流出に歯止めがかからない状況となっています。

これまでの過疎対策としては、旧4町村地域を中心に、道路、下水道、消防・防災、漁港、港湾等の整備のほか、地場産業や観光の振興など、社会基盤や定住環境の整備に努めてきたところではありますが、依然として、人口減少や少子高齢化が進行していることから、引き続き、地域の特色ある資源、優位性を活用しながら、魅力あるまちづくりと地域の振興・発展のための諸施策を展開する必要があります。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

日本の総人口が減少するなか、本市においても、人口減少や少子高齢化が避けられない状況となっており、地域経済の縮小や雇用機会の減少、町会などの地域コミュニティの担い手不足、少子化に伴う学校の統廃合や公共交通の衰退のほか、高齢化に伴う社会保障費の増加や都市基盤の維持管理費の増加など、様々な課題が生じてきています。

このような状況のなか、恵まれた観光資源や水産資源のほか、陸・海・空の交通の要衝であること、多様な学術研究機関が集積していることなど、本市の優位性を生かすとともに、社会全体において急速に進展する様々な分野のデジタル化に適切に対応しながら、交流人口・関係人口の拡大や地場産業の振興、企業誘致、新たな産業の創出などの取り組みを進め、雇用の維持・創出につなげるなど、地域経済の活性化を図ります。

さらに、安心して子どもを産み育てることができる環境や、市民の誰もが心身ともに健やかに暮らせる環境を整備することにより、活気と賑わいにあふれるまちをめざします。

(2) 人口および産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の国勢調査による人口は、昭和55年の345,165人をピークに減少し続け、平成17年には30万人を割り込み294,264人、平成27年には265,979人となり、昭和50年から平成27年までの40年間では68,437人（20.5%）減少しています。

年齢階層別人口については、昭和50年から平成27年までの40年間で、0歳～14歳の年少人口は52,702人（66.0%）、15歳～64歳の生産年齢人口は75,508人（33.2%）減少しています。特に、生産年齢人口のなかでも、15歳～29歳の若年者人口が51,575人（61.0%）と著しく減少しているほか、若年者比率についても、昭和50年の25.3%から平成27年の12.4%へ低下しています。

一方、65歳以上の高齢者人口については、昭和50年から平成27年までの40年間で59,012人（219.2%）もの増加となっているほか、高齢者比率も、昭和50年の8.0%から平成27年の32.3%へ大幅に上昇しています。

また、旧4町村地域においては、昭和50年から平成27年までの40年間で、人口が15,141人（56.2%）減少し、年齢階層別では年少人口が6,627人（87.9%）、生産年齢人口が11,044人（64.9%）、若年者人口が4,708人（82.3%）とそれぞれ大幅に減少している一方、高齢者人口は2,527人（105.5%）増加し、高齢者比率も、昭和50年の8.9%から平成27年の41.6%へ大幅に上昇しています。

また、本市の将来人口推計については、「函館市人口ビジョン（令和2年2月改訂）」において、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する数値を表す「合計特殊出生率」および転出者と転入者の差を表す「純移動率」の変化をもとに推計し、20年後の令和22年には、低位推計で182,771人、中位推計で188,371人、高位推計で193,641人、さらに、40年後の令和42年には、低位推計で118,600人、中位推計で133,864人、高位推計で149,016人となり、平成27年の人口と比較して、低位推計で約44%、中位推計で約50%、高位推計で約56%にまで減少すると予測しています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）【函館市全体】

(単位：人，％)

区 分	昭和35年 (1960年)	昭和50年 (1975年)		平成2年 (1990年)		平成17年 (2005年)		平成27年 (2015年)	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	305,472	334,416	9.5	328,493	△ 1.8	294,264	△10.4	265,979	△ 9.6
0歳～14歳	95,687	79,833	△16.6	58,732	△26.4	34,369	△41.5	27,131	△21.1
15歳～64歳	194,569	227,662	17.0	226,263	△ 0.6	189,327	△16.3	152,154	△19.6
うち15歳～ 29歳(a)	83,374	84,518	1.4	65,926	△22.0	46,857	△28.9	32,943	△29.7
65歳以上(b)	15,216	26,919	76.9	43,411	61.3	70,459	62.3	85,931	22.0
(a) / 総数 若年者比率	27.3	25.3	—	20.1	—	15.9	—	12.4	—
(b) / 総数 高齢者比率	5.0	8.0	—	13.2	—	23.9	—	32.3	—

※ 総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しません。

人口の推移（国勢調査）【一部過疎地域（旧4町村地域）】

(単位：人，％)

区 分	昭和35年 (1960年)	昭和50年 (1975年)		平成2年 (1990年)		平成17年 (2005年)		平成27年 (2015年)	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	34,309	26,963	△21.4	21,244	△21.2	15,680	△26.2	11,822	△24.6
0歳～14歳	13,759	7,542	△45.2	4,046	△46.4	1,831	△54.7	915	△50.0
15歳～64歳	18,873	17,023	△ 9.8	13,745	△19.3	9,026	△34.3	5,979	△33.8
うち15歳～ 29歳(a)	7,910	5,719	△27.7	3,273	△42.8	1,827	△44.2	1,011	△44.7
65歳以上(b)	1,677	2,396	42.9	3,453	44.1	4,821	39.6	4,923	2.1
(a) / 総数 若年者比率	23.1	21.2	—	15.4	—	11.7	—	8.6	—
(b) / 総数 高齢者比率	4.9	8.9	—	16.3	—	30.7	—	41.6	—

※ 総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しません。

表1-1(2) 人口の見通し

将来人口推計（函館市人口ビジョン）

（単位：人）

区 分	平成27年 (2015年)	令和 2 年 (2020年)	令和 7 年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和42年 (2060年)
低位推計	265,979	251,217	235,008	218,092	200,626	182,771	118,600
中位推計	265,979	251,433	235,991	220,279	204,378	188,371	133,864
高位推計	265,979	251,605	236,857	222,262	207,841	193,641	149,016

（参考）推計の考え方

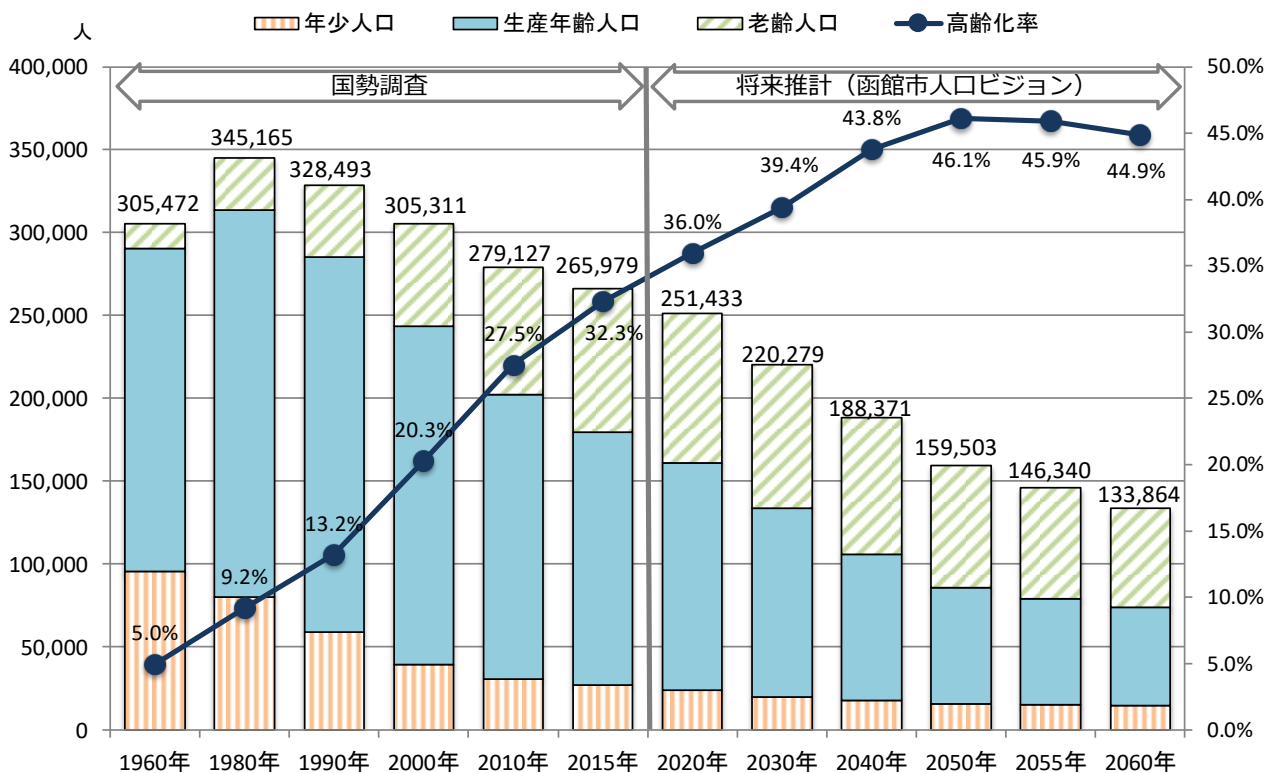
区 分	合計特殊出生率		純 移 動 率	
	2040（令和22）年	2060（令和42）年	2040（令和22）年	2060（令和42）年
低位推計	2020（令和 2）年の水準で一定		2020（令和 2）年の水準で一定	
中位推計	逡 増	1.80（希望出生率）※1	逡 増	実績の最高値※3
高位推計	1.80（希望出生率）※1	2.07（人口置換水準）※2	実績の最高値※3	マイナスを解消

※1 希望出生率：市民アンケート結果をもとに本市が独自に算出した値

※2 人口置換水準：人口規模が長期的に維持される合計特殊出生率の水準

※3 昭和55年以降の国勢調査による 5 歳階級ごとの純移動率から抽出した最高値

人口構成と推移（国勢調査および函館市人口ビジョン〔中位推計〕）



イ 産業の推移と動向

本市の平成27年国勢調査による産業別人口の総数は117,125人となっており、昭和50年から平成27年までの40年間では、28,987人（19.8%）減少しています。

就業人口比率の推移では、昭和50年から平成27年までの40年間で、第一次産業が9.4%から3.5%へ、第二次産業も23.8%から16.7%へ低下していますが、第三次産業については、66.6%から73.8%へ上昇しています。

就業者数の産業別構成比率では、平成27年は、「卸売業、小売業」が16.8%で最も高く、次いで「医療、福祉」15.7%、「建設業」8.3%、「製造業」8.3%、「宿泊業、飲食サービス業」7.5%となっています。平成22年と比較すると、構成比の順位に大きな変動はありませんが、比率では「医療、福祉」が2.3ポイント上昇し、「卸売業、小売業」が1.1ポイント低下していることから、「医療・福祉」分野においては、高齢化の進行に伴うニーズの高まりにより、従業員数が増加している一方、「卸売業、小売業」については、人口減少や長期化した景気の低迷などから、事業所を取り巻く経営環境が厳しくなっていることが考えられます。

また、旧4町村地域においては、平成27年産業別人口の総数が6,030人であり、昭和50年から平成27年までの40年間で564人（8.6%）減少しています。産業別構成比率では、第一次産業の比率が極めて高く、なかでも「漁業」が43.6%を占めており、平成22年と比較しても構成比率は0.2ポイントの低下に留まっているものの、近年、従事者の高齢化や後継者不足などを背景として、従事者数の減少傾向が続いています。

産業別人口の推移（国勢調査）【函館市全体】

（単位：人，％）

区 分	昭和35年 (1960年)	昭和50年 (1975年)		平成2年 (1990年)		平成17年 (2005年)		平成27年 (2015年)	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	122, 215	146, 112	19. 6	146, 310	0. 1	129, 940	△11. 2	117, 125	△9. 9
第一次産業 就業人口比率	20. 2	9. 4	－	6. 5	－	4. 1	－	3. 5	－
第二次産業 就業人口比率	25. 9	23. 8	－	21. 5	－	18. 4	－	16. 7	－
第三次産業 就業人口比率	53. 9	66. 6	－	71. 7	－	75. 3	－	73. 8	－

※ 総数に分類不能の数を含んでいるため、就業人口比率の合計は必ずしも100％となりません。

産業別人口の推移（国勢調査）【一部過疎地域（旧4町村地域）】

（単位：人，％）

区 分	昭和35年 (1960年)	昭和50年 (1975年)		平成2年 (1990年)		平成17年 (2005年)		平成27年 (2015年)	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	16, 859	12, 571	△25. 4	11, 176	△11. 1	7, 888	△29. 4	6, 030	△23. 6
第一次産業 就業人口比率	79. 5	63. 8	－	51. 6	－	44. 6	－	44. 2	－
第二次産業 就業人口比率	7. 5	13. 4	－	21. 8	－	21. 6	－	19. 1	－
第三次産業 就業人口比率	13. 1	22. 6	－	26. 6	－	33. 6	－	32. 7	－

※ 総数に分類不能の数を含んでいるため、就業人口比率の合計は必ずしも100％となりません。

産業（大分類）別 15歳以上就業者数【函館市全体】

○平成27年国勢調査

(単位：人，％)

区 分	就業者数	構成比	区 分	就業者数	構成比
総 数	117, 125	100. 0	K 不動産業, 物品賃貸業	2, 232	1. 9
第一次産業	4, 137	3. 5	L 学術研究, 専門・技術サービス業	2, 357	2. 0
A 農業・林業	1, 042	0. 9	M 宿泊業, 飲食サービス業	8, 767	7. 5
B 漁業	3, 095	2. 6	N 生活関連サービス業, 娯楽業	4, 850	4. 1
第二次産業	19, 490	16. 7	O 教育, 学習支援業	4, 996	4. 3
C 鉱業・採石業・砂利採取業	23	0. 1	P 医療, 福祉	18, 331	15. 7
D 建設業	9, 747	8. 3	Q 複合サービス事業	1, 129	0. 9
E 製造業	9, 720	8. 3	R サービス業	7, 643	6. 5
第三次産業	86, 480	73. 8	(他に分類されないもの)		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	669	0. 6	S 公務	5, 254	4. 5
G 情報通信業	1, 324	1. 1	(他に分類されるものを除く)		
H 運輸業, 郵便業	6, 661	5. 7	分類不能の産業	7, 018	6. 0
I 卸売業, 小売業	19, 706	16. 8			
J 金融業, 保険業	2, 561	2. 2			

○平成22年国勢調査

(単位：人，％)

区 分	就業者数	構成比	区 分	就業者数	構成比
総 数	121, 734	100. 0	K 不動産業, 物品賃貸業	1, 974	1. 6
第一次産業	4, 343	3. 6	L 学術研究, 専門・技術サービス業	2, 374	2. 0
A 農業・林業	955	0. 8	M 宿泊業, 飲食サービス業	9, 158	7. 5
B 漁業	3, 388	2. 8	N 生活関連サービス業, 娯楽業	5, 352	4. 4
第二次産業	20, 184	16. 6	O 教育, 学習支援業	5, 332	4. 4
C 鉱業・採石業・砂利採取業	34	0. 1	P 医療, 福祉	16, 287	13. 4
D 建設業	10, 014	8. 2	Q 複合サービス事業	852	0. 7
E 製造業	10, 136	8. 3	R サービス業	8, 027	6. 6
第三次産業	89, 051	73. 1	(他に分類されないもの)		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	618	0. 5	S 公務	5, 841	4. 8
G 情報通信業	1, 299	1. 0	(他に分類されるものを除く)		
H 運輸業, 郵便業	7, 329	6. 0	分類不能の産業	8, 156	6. 7
I 卸売業, 小売業	21, 757	17. 9			
J 金融業, 保険業	2, 851	2. 3			

産業（大分類）別 15歳以上就業者数【一部過疎地域（旧4町村地域）】

○平成27年国勢調査

(単位：人，％)

区 分	就業者数	構成比	区 分	就業者数	構成比
総 数	6,030	100.0	K 不動産業, 物品賃貸業	15	0.2
第一次産業	2,667	44.2	L 学術研究, 専門・技術サービス業	25	0.4
A 農業・林業	35	0.6	M 宿泊業, 飲食サービス業	187	3.1
B 漁業	2,632	43.6	N 生活関連サービス業, 娯楽業	126	2.1
第二次産業	1,150	19.1	O 教育, 学習支援業	107	1.8
C 鉱業・採石業・砂利採取業	7	0.1	P 医療, 福祉	445	7.4
D 建設業	446	7.4	Q 複合サービス事業	172	2.8
E 製造業	697	11.6	R サービス業	185	3.1
第三次産業	1,973	32.7	(他に分類されないもの)		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.1	S 公務	112	1.9
G 情報通信業	10	0.2	(他に分類されるものを除く)		
H 運輸業, 郵便業	108	1.8	分類不能の産業	240	4.0
I 卸売業, 小売業	448	7.4			
J 金融業, 保険業	27	0.4			

○平成22年国勢調査

(単位：人，％)

区 分	就業者数	構成比	区 分	就業者数	構成比
総 数	6,594	100.0	K 不動産業, 物品賃貸業	11	0.2
第一次産業	2,905	44.1	L 学術研究, 専門・技術サービス業	27	0.4
A 農業・林業	16	0.3	M 宿泊業, 飲食サービス業	193	2.9
B 漁業	2,889	43.8	N 生活関連サービス業, 娯楽業	132	2.0
第二次産業	1,341	20.3	O 教育, 学習支援業	123	1.9
C 鉱業・採石業・砂利採取業	9	0.1	P 医療, 福祉	425	6.4
D 建設業	518	7.9	Q 複合サービス事業	180	2.7
E 製造業	814	12.3	R サービス業	211	3.2
第三次産業	2,148	32.6	(他に分類されないもの)		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.1	S 公務	169	2.6
G 情報通信業	11	0.2	(他に分類されるものを除く)		
H 運輸業, 郵便業	143	2.2	分類不能の産業	200	3.0
I 卸売業, 小売業	473	7.2			
J 金融業, 保険業	42	0.6			

(3) 行財政の状況

ア 行財政の状況

本市の財政状況は、歳入では人口減少に伴う市税収入や地方交付税の減額が見込まれるほか、歳出では少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加や、道路・橋梁などのインフラ施設を含めた公共施設の老朽化への対応が必要となるなど、厳しい状況が続くことが想定されます。

このような状況のなか、今後においても、将来にわたり行政サービスを継続的・安定的に提供し、必要とされる行政需要に的確に対応するため、行財政改革を間断なく推し進め、健全で持続可能な財政基盤の確立を図りながら、引き続き効率的・効果的な行財政運営に努めていく必要があります。

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円，％)

区 分	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)
歳入総額 A	127,859,358	140,294,201	137,782,620
一般財源	73,429,407	73,473,309	71,101,845
国庫支出金	25,405,317	30,112,080	29,356,707
都道府県支出金	5,468,642	7,106,552	7,951,328
地 方 債	11,065,000	13,205,100	13,582,100
うち過疎対策事業債	312,100	1,050,300	620,400
そ の 他	12,490,992	16,397,160	15,790,640
歳出総額 B	126,668,489	137,520,941	136,199,691
義務的経費	73,802,677	74,693,526	73,245,505
投資的経費	11,439,290	15,281,275	14,728,384
うち普通建設事業	11,428,532	15,281,275	14,619,913
そ の 他	41,426,522	47,546,140	48,225,802
(Bのうち過疎対策事業費)	(330,657)	(1,457,219)	(976,912)
歳入歳出差引額 C (A－B)	1,190,869	2,773,260	1,582,929
翌年度に繰越すべき財源 D	187,344	373,278	238,291
実質収支 C－D	1,003,525	2,399,982	1,344,638
財政力指数	0.46	0.46	0.48
公債費負担比率	19.1	19.1	16.5
実質公債費比率	8.2	7.7	7.3
起債制限比率	8.9	8.2	—
経常収支比率	85.7	87.2	93.1
将来負担比率	109.6	67.3	52.4
地方債現在高	152,855,200	146,597,759	138,050,135

イ 施設整備水準等の現況

本市の道路の現況は、令和元年度末において、国道が5路線で実延長118.2km、道道が15路線で実延長126.5km、市道が4,545路線で実延長1,305.3kmとなっており、このうち市道の舗装延長は1,001.6kmで、舗装率76.7%となっています。なお、旧4町村地域における市道の状況は、路線数が371路線で実延長267.1kmですが、海岸線沿いに細長く集落が点在している地理的な要因により、コスト高となることなどから、舗装延長が84.1km、舗装率は31.5%となっています。

水道・下水道の整備状況については、令和元年度末で水道普及率が99.9%、水洗化率は88.4%となっています。なお、旧4町村地域の水道普及率は99.9%、水洗化率は、77.8%となっています。

公立の病院・診療所数については、旧函館市域に1施設、旧4町村地域の恵山および南茅部地域に各1施設の計3施設となっており、病床数は3施設をあわせて767床、人口千人当たりの病床数は3.0床となっています。また、国公立と民間をあわせた病院・診療所数は、病院が27施設、一般診療所が215施設、歯科診療所が128施設、助産所が2施設となっており、病床数は、病院と一般診療所をあわせて6,368床、人口千人当たりの病床数は25.1床となっています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況【函館市全体】

区 分	昭和55年度末 (1980年度末)	平成2年度末 (1990年度末)	平成12年度末 (2000年度末)	平成22年度末 (2010年度末)	令和元年度末 (2019年度末)
市町村道					
改 良 率 (%)	40.5	49.1	62.5	69.5	72.4
舗 装 率 (%)	35.4	53.7	67.6	74.0	76.7
農 道					
延 長 (m)	97,146	85,435	75,745	56,215	56,887
耕地1ha当たり農道延長 (m)	19.8	19.7	20.7	26.8	32.8
林 道					
延 長 (m)	73,498	124,160	68,076	42,686	42,686
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.7	2.9	1.6	0.8	0.8
水道普及率 (%)	96.1	98.1	99.4	99.8	99.9
水洗化率 (%)	—	35.5	72.2	84.0	88.4
人口千人当たり病院・診療所の病床数 (床)	3.2	3.3	3.3	3.0	3.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、若年層をはじめとする人口の流出、合計特殊出生率の低下などに伴う出生数の減少、高齢化の進行による死亡数の増加などの要因により、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

人口減少は、消費や生産活動など地域経済を縮小させるとともに、まちの活力の減退、財政状況の悪化による行政サービスの低下など、これからのまちづくりに様々な影響を及ぼすものであり、本市における喫緊の課題となっています。

こうしたなか、平成27年10月に、本市の人口の将来展望を提示する「函館市人口ビジョン」と、平成27年度から令和元年度までの5か年の基本目標や具体的な施策等を示した「函館市活性化総合戦略」を策定し、各分野における取り組みを進めてきました。

しかし、その後も全国的な傾向と同様に、本市においても、依然として人口の減少傾向が続いているため、そのスピードを少しでも緩やかにし、人口減少が避けられないなかにあっても、活気と賑わいにあふれ、市民が幸せを実感しながら、いつまでも住み続けたいとなるまちとなるよう、令和2年度から5か年を計画期間とする「第2期函館市活性化総合戦略」を策定し、従前に引き続き、総合的かつ計画的に施策を推進しています。

これらの状況を踏まえ、今後の過疎対策については、「北海道過疎地域持続的発展方針」との整合を図るとともに、「第2期函館市活性化総合戦略」に掲げる次の3項目を持続的発展に向けた基本方針に位置付け、本市が有する様々な分野での優位性を生かしながら「活気と賑わいにあふれるまち函館」をめざし、各種施策を展開します。

○ 市民一人ひとりの幸せを大切にします

本市は、高齢者のみの世帯や単身世帯等の増加などに伴い、家庭の力が弱まるとともに、住民どうしのつながりの希薄化や町会の担い手不足などにより、地域で支え合う力が低下しているほか、一人ひとりの抱える悩みや困りごとは、介護や子育て、ひきこもり、虐待、経済的困窮など様々な課題が複合化しており、これまで以上に行政をはじめ、事業者や関係機関が連携するなかで、地域において共に支え合う仕組みづくりを進めていく必要があります。そのため、高齢者や障がい児・者、子育て世帯やひとり親家庭など、支援を必要とする一人ひとりの暮らしや生活の実情に応じ、市民がより身近な場所で包括的な相談や支援が受けられるよう福祉拠点を整備します。

また、地域コミュニティの中核を担う町会や自治会については、担い手不足や高齢化などの課題を抱えていることから、今後の町会活性化に向けた取り組みを推進していくほか、学校と地域住民等が力を合わせ、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールの活動を支援します。

そして、これらの取り組みを「地域のつながりを育む3つの仕組みづくり」として、地域全体で見守り支える体制づくりにつなげます。

さらに、健康で元気に生活できる環境づくりのほか、子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい環境づくり、子どもの学習支援やいじめ対策、保育や教育環境の充実などを図ります。

○ 函館の経済を支え強化します

本市は、依然として人口減少や高齢化が進んでおり、市場の縮小や人手不足といった課題を抱えていますが、観光客など交流人口の拡大により、域内消費の増加を促し、人口減少が招く地域経済の縮小の抑制を図ります。

また、若年層の進学・就職時における札幌市・首都圏への転出超過が著しく、労働力人口が減少傾向にあるため、若者の地元への就労促進や企業誘致などによる雇用の場の確保、女性や高齢者の就労支援のほか、外国人材の活用を促進するとともに、ITやロボットなど先端技術を活用した地場産業の生産性の向上により、収益力の強化につなげるなど、地域経済の強化を図ります。

特に、本市の魅力の一つである「食」については、その価値を高め、多くの方々を呼び込むきっかけとするため、漁業においては、安定した漁家経営・漁業生産をめざすほか、漁業者等関係者による新たな養殖漁業についての調査・検討を行うとともに、農業については、従事者不足対策や生産性向上のための設備投資、製造業では、生産性向上のための設備投資などの支援を行い、「食」を支える産業の基盤強化を図ります。

○ 快適で魅力あるまちづくりを進めます

本市は、豊かで美しい自然環境に加え、異国情緒あふれる町並みや縄文遺跡群をはじめとする文化遺産など、多くの地域資源に恵まれています。これからも、地域の魅力を磨き上げ、デザイン性の高い都市空間や花と緑にあふれる町並みの整備などを進め、観光客がまた訪れたくなるまち、誰もが住みたくなるまちになるよう、まちの魅力を高めます。

また、交通の結節点として、函館港をはじめ、函館空港や高規格幹線道路を有するとともに、北海道新幹線駅と直結していますが、市民をはじめ国内外の観光客、ビジネス客にも魅力的な交通アクセスのさらなる向上と都市機能の充実に取り組みます。

そして、地震や台風、火山などの自然災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強いまちづくりを一層推進するとともに、豊かな自然に囲まれた環境を守るため、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など環境問題に対する関心を高める取り組みを進めます。さらに、将来の人口減少を見据え、行政事務へのAI・ICTの活用を推進し、業務の効率化を図るほか、市民の利便性向上につなげます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、2つの基本目標を設定します。

基本目標 1 合計特殊出生率

市民の希望出生率である1.8を令和42年までに達成することをめざし、その過程である令和7年の合計特殊出生率が1.27以上となることを目標として設定します。

基本目標 1	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.23 〔平成30(2018)年〕	1.27以上 〔令和7(2025)年〕

基本目標 2 20～29歳の市外への転出超過数

本市における20～29歳の転出超過数を徐々に減少させ、令和42年に0人とすることをめざし、その過程である令和3年から令和7年の累計が2,095人以下となることを目標として設定します。

基本目標 2	基準値	目標値
20～29歳の市外への転出超過数	累計2,205人 〔平成26(2014)年～30(2018)年〕	累計2,095人以下 〔令和3(2021)年～7(2025)年〕

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、市において、目標の達成状況や事業の進捗状況、実績を評価・検証し、その結果を、必要に応じて、改善につなげていきます。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、時代の変化や市民ニーズに対応しながら公共施設の整備を進めてきたことや市町村合併により、多くの施設を保有していますが、全ての施設を維持していくには、多額の財政負担が伴うことから、今後の人口減少や厳しい財政状況を見据え、将来的な財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設を維持管理するため、平成28年8月「函館市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和7年度）」を策定しました。

同計画は、「必要な施設機能の維持に配慮しながら保有数量の縮減を図る」、「計画的に施設の点検や修繕を実施し、長寿命化を図る」、「施設の耐震化や安全性の確保を図る」の3つの基本方針の下、インフラ施設を含めた全ての公共施設等を対象としているため、同計画と整合を図りながら施策を展開します。

(9) 本計画とSDGs

持続可能な開発目標（SDGs）は、全ての国際連合加盟国が2030年までに取り組む行動計画として、17の分野別のゴールと169項目の具体的なターゲットが掲げられ、我が国では、平成28年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、様々な分野での取組を進めており、本市においても、まちづくりに関する計画等にSDGsの視点を反映するため、令和元年に「函館市SDGs推進ガイドライン」を策定しました。

そのため、本計画についても、当該ガイドラインを踏まえながら、各種取組を進めます。



2 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市における移住・定住者誘致の取り組みは，ホームページやSNSなどを活用し，本市の魅力を情報発信するほか，移住前の相談のみならず移住後の暮らしのサポートなどを実施してきましたが，近年の首都圏から地方への移住希望者の増加傾向を踏まえ，引き続き，首都圏での情報発信など，移住促進に向けたより効果的なPRや施策に取り組む必要があります。

イ 地域間交流

本市は，渡島・檜山全市町を連携エリアとする定住自立圏の形成を図るため，周辺17市町と形成協定を締結するとともに，その協定に基づき「南北海道定住自立圏共生ビジョン（令和元年度～令和5年度）」を策定し，具体的な取り組みを進めていますが，今後においても，各市町との連携を強化し，定住環境の創出や交流人口の拡大に向けた取り組みを推進する必要があります。

また，本市は，青森市とツインシティ提携しており，市民・企業・団体・行政が幅広い交流を進めていますが，北海道新幹線で結ばれている青函地域は北海道・東北ブロックの結節点としてさらなる活性化が期待されており，引き続き，交流を促進していく必要があります。

ウ 人材育成

本市においては，人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の割合の低下に伴い，人手不足が深刻化することが見込まれ，多様な人材の確保や育成が喫緊の課題となっています。

そのため，高齢化が進行するなかでのその担い手となる介護従事者の人材育成・確保を図る取り組みや，出産・育児などにより離職した女性の再就業を支援する取り組み，さらには将来を見据えたIT人材の育成など，様々な取り組みを推進する必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ・ 首都圏などの移住検討者に向けたＰＲの実施
- ・ 新規学卒者の本市への就職促進
- ・ 移住者が取得した空き家の改修費用への支援 など

イ 地域間交流

- ・ 定住自立圏協定に基づく取り組みの推進
- ・ 青函圏との交流・連携の促進 など

ウ 人材育成

- ・ 介護従事者の人材育成・確保の推進
- ・ 女性の再就業を支援する取り組みの推進
- ・ 未来のＩＴ人材の育成の推進 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進，人材育 成	(1) 移住・定住	定住者誘致推進事業 はこだてエリア企業採用情報発信支援事業 北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業 空き家再生等推進事業	市 市 市等 市	
	(2) 地域間交流	南北海道定住自立圏共生ビジョン連携推進事業 青函圏交流・連携推進事業 地域間交流事業	市等 市等 市	
	(3) 人材育成	介護従事者確保対策事業 女性の再就業支援事業 中小企業認定職業訓練補助事業 未来のＩＴ人材育成推進事業	市 市 市 市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・地域間交流	《地域間交流を推進し，地域の活性化につな げるための事業の実施》 青函ツインシティ交流事業 青函ツインシティ提携周年事業 姉妹都市提携周年事業	市等 市 市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 林 業

本市の農業は、主要生産品が馬鈴薯、人参、キャベツなどの野菜となっています。

しかし、近年、長年の連作と二毛作体系による地力の低下、農産物価格の低迷、土地基盤整備の遅れ、農家戸数の減少、農業者の高齢化やそれに伴う後継者不足など多くの課題を抱えています。

こうしたことから、今後も生産基盤の整備を総合的に促進しながら、先端技術の導入による品質の向上、高収益作物の導入、農産物の生産コストの低減、栽培技術の高度化、担い手の育成を図り、地域特性を生かした農業振興策を展開していく必要があります。

また、本市の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯から多様樹種で構成される天然生の樹林帯まで多様な林分構成となっていますが、木材の需要低迷や林業を取り巻く環境が年々厳しさを増していることから、適切な森林整備が行われていない状況にあり、今後も、地球温暖化防止や災害抑制など公益的機能の発揮に資する効率的な森林整備が必要であります。

特に海沿いの森林は、地域の水産業を支えるうえで大きな役割を担っている一方、急峻な地形等も多く、森林整備による山地災害防止機能が強く求められています。

イ 水 産 業

本市の周辺海域は、対馬海流・リマン海流・親潮が流れ込み、イカ・サケ・マグロ等の回遊性魚種、コンブなどの藻類、ウニ・アワビ等の貝類など豊富な資源に恵まれた優良な漁場を有していることから、道内屈指の水揚げを誇るとともに、水産加工業をはじめとする水産関連の産業も集積しており、特に平成16年に合併した地域は、漁業が基幹産業として地域経済を支えています。

しかし、近年の漁業を取り巻く環境は、海洋環境の変化などによる資源の減少や水産物の消費低迷、漁業経費の増大や就業者の減少・高齢化など、厳しい状況におかれています。

こうしたことから、今後も各地域の漁場保全やコンブ、ウニ、アワビなどの水産資源の維持・増大と安全で良質な水産物の安定供給をめざすとともに、担い手の育成・確保を図り、将来にわたり安定した漁業経営を実現するため、「つくり育てる漁業」の強化を進める必要があります。

また、函館国際水産・海洋都市構想の下、学術研究機関等の研究で蓄積された技術や国際水産・海洋総合研究センター入居団体等の研究成果などを活用し、本市漁業の持続的発展と新産業の創出による地域経済の活性化が求められています。

ウ 商 工 業

本市の商業は、主として南北海道地域を圏域とした商業活動を行っており、商圈人口の伸び悩み、消費の低迷や消費者ニーズの多様化などにより、商業環境は大きく変化していることから、魅力ある商店街や小売市場の形成、地域特産品の販路拡大や集客イベントの実施などにより、地域商業の活性化を図っていく必要があります。

食産業については、水産加工品を中心とする食料品製造業が、本市の中心的産業となっているものの、景気低迷による販売不振や原材料の不足・価格高騰などにより、水産加工品の生産量は減少傾向にあることから、新商品の開発や販路の拡大、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の活用等による海外貿易の推進など、食関連産業の振興に向けた取り組みが求められています。

工業については、厳しい経済環境におかれている状況を踏まえ、地元企業におけるIT化やIoT化を支援するなど、経営の安定と生産性の向上に向けた支援制度の充実や地元企業の事業機会の拡大など、関係業界の抱える個別課題に則した基盤強化や活性化対策が求められています。

企業誘致については、地域経済の発展や雇用機会の創出を図るため、これまでの企業訪問や産学官連携によるシティセールスなどの誘致活動に加え、函館市企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度などの支援施策の活用促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を転機として、首都圏のIT企業等を対象に、ワーケーションの促進やサテライトオフィスの整備等を進めるなど、地域企業との共同研究が行われている高等教育機関が集積する優位性なども生かしながら、積極的な取り組みを進めていく必要があります。

また、今後は、あらゆる産業において、新たなデジタル技術を活用したこれまでにないビジネスモデルの展開が期待されるなど、デジタルトランスフォーメーションの推進が予想されることから、適切に対応していくことが重要となります。

エ 観 光

本市の観光入込客数は、平成28年3月の北海道新幹線開業により、平成28年度に過去最高の約560万人となり、以降、外国人観光客の増加などを背景に、新幹線開業前を上回る水準を維持してきました。

しかしながら、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内外の観光需要は大幅に減少し、本市の基幹産業である観光産業は非常に厳しい状況におかれており、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、観光需要の回復に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、令和3年3月に函館新外環状道路の空港道路が開通したほか、若松ふ頭においてクルーズ船用の旅客ターミナルの整備が進められていることに加え、令和12年度

末には、北海道新幹線の札幌延伸が予定されるなど、今後、交通の要衝としての優位性がますます高まるとともに、酒蔵の新設やワイナリーの進出、北海道・北東北の縄文遺跡群などの新たな観光資源により、函館観光のさらなる魅力の向上が期待されます。

こうした豊富な観光資源を最大限に活用しながら、観光プロモーションの実施、受入環境の整備、さらには、函館らしい魅力あるイベントを体系化・組織化し、新たな観光都市ブランドの構築を図る「フェスティバルタウンはこだて」の形成を推進するなど、観光客の満足度や観光消費額を高める施策を展開し、より一層の交流人口の拡大や賑わいの創出に努めていく必要があります。

オ その他

本市の強みである陸・海・空が交わる交通の要衝としての優位性を最大限活用し、交流人口の拡大と地域の振興発展を図るため、北海道縦貫自動車道などの高速自動車道の整備促進や、物的・人的交流拠点となる各種港湾施設の整備、函館空港の整備や国際・国内航空路線の拡充など、国内外との高速交通ネットワークのさらなる充実に向けた取り組みを推進していく必要があります。

また、「南北海道定住自立圏共生ビジョン（令和元年度～令和5年度）」に基づき、渡島・檜山エリアの17市町と連携し、交通ネットワークの強化のほか、広域観光・滞在型観光の促進や地場産業の育成により産業振興を図るなど、引き続き、広域連携による取り組みを進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響などによる厳しい雇用環境の向上を図るため、公共職業安定所など関係機関と連携し、雇用・就業機会を創出する雇用対策のほか、生産年齢人口の減少等による労働力不足に対応するため、若者や女性・高齢者等の潜在人材の就労支援にも努める必要があります。

(2) その対策

ア 農 林 業

- ・ 農業用排水施設等の整備
- ・ 農業経営近代化施設の整備
- ・ 農産物の高付加価値化
- ・ 農業後継者・担い手の育成・確保への支援
- ・ 森林機能の維持・増進に向けた取り組みの推進 など

イ 水 産 業

- ・ 水産資源増大対策および漁場づくりの推進
- ・ 漁港、船揚場などの整備
- ・ 漁業経営近代化施設の整備
- ・ 水産物の高付加価値化
- ・ 漁業後継者・担い手の育成・確保への支援 など

ウ 商 工 業

- ・ 地区商店街活性化の推進
- ・ 国内外販路の拡大
- ・ 食の産業化の推進
- ・ 企業誘致の推進
- ・ 新産業の創出と起業化の促進
- ・ 地場産業の振興 など

エ 観 光

- ・ 国内外観光客誘致プロモーションの推進
- ・ 観光客受入体制の整備
- ・ 函館ブランドの確立
- ・ 新たな観光資源の創出および広域観光の充実
- ・ フェスティバルタウンはこだての形成
- ・ 観光施設等の整備 など

オ そ の 他

- ・ 北海道縦貫自動車道および函館新外環状道路の整備促進
- ・ 函館港および榎法華港の整備促進
- ・ 函館空港の整備促進および国際・国内航空路線の拡充
- ・ 旅客船誘致・ポートセールスの推進
- ・ 中小企業振興対策の充実
- ・ 雇用対策の推進 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業 ・林業 ・水産業 (2) 漁港施設	農業農村整備事業 桔梗高台地区 鶴野地区 土地基盤整備事業 多面的機能支払交付金事業 市有林整備事業 私有林整備促進事業 森林作業員長期就労促進事業 水産環境整備事業 コンブ礁設置・囲い礁 コンブ礁設置・単体礁 ウニ礁設置・囲い礁 ウニ礁設置・単体礁 大型魚礁設置 魚類育成礁設置 産卵礁設置 船揚場整備事業 漁港整備事業 第3種函館漁港 第1種住吉漁港 第1種志海苔漁港 第1種石崎（銭亀沢）漁港 第1種小安漁港 第1種釜谷（戸井）漁港 第4種山背泊漁港 第2種戸井漁港 第1種日浦漁港 第2種大潤漁港 第1種女那川漁港 第1種恵山漁港 第1種古部漁港 第1種木直漁港 第2種尾札部（黒鷲岬地区）漁港 第2種尾札部漁港 第1種川汲漁港 第1種川汲（安浦地区）漁港 第3種臼尻漁港 第1種大舟漁港 第1種大舟（美呂泊地区）漁港 第1種大舟（望路地区）漁港	北海道 北海道 民間 民間 市 民間 民間 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 漁協等 国 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 国等 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 北海道 国 北海道 北海道 北海道	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3) 経営近代化施設 ・ 農業	農作物集出荷貯蔵施設整備事業 コントラクター組織創出・推進支援事業 営農高度化促進機械整備事業	農協 農協 農協	
	・ 水産業	栽培漁業施設整備事業 漁業用流通施設整備事業	漁協 漁協	
	(4) 地場産業の振興 ・ 試験研究施設	魚類等養殖設備整備事業	市	
	(5) 企業誘致	企業誘致推進事業 ワーケーション促進・ サテライトオフィス等活用事業	市等 市	
	(6) 起業の促進	創業支援事業	市等	
	(7) 商業 ・ 共同利用施設	駅前通街路灯グレードアップ事業	市	
	・ その他	卸売市場施設改修事業	市	
	(9) 観光又は レクリエーション	函館山緑地整備事業 函館山遊歩道整備事業 恵山海浜公園改修事業 水無海浜温泉改修事業 ふるさと文化公園改修事業	市 市 市 市 市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 第1次産業	《地域の農林業および水産業の将来にわたる 継続・発展を図るための事業の実施》 農林水産物販路開拓等推進事業 農林水産物ブランド化等推進事業 緑肥導入促進事業 農業後継者育成対策事業 はこだて森林認証協議会事業 魚類等養殖推進事業 キングサーモン完全養殖技術研究事業 浮沈式生け簀耐久度調査事業 浮沈式生け簀海面養殖試験事業 水産海洋研究連携推進事業 コンブ養殖漁業振興研究事業 天然コンブ繁殖対策研究事業 漁場管理保全事業 ウニ駆除事業 天然コンブ繁茂対策事業 雑海藻駆除事業 水産多面的機能発揮対策事業 水域の監視・雑海藻駆除・母藻散布等 資源増大・有効利用対策事業 ウニ種苗放流事業 アワビ種苗放流事業 ナマコ種苗放流事業 ウニ深浅移植放流事業	市 市等 農協 農協等 市等 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 民間 漁協 漁協等 漁協 漁協	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	・商工業・6次産業化	漁業後継者育成対策事業 《地場産業の振興・発展に資する事業の実施》 商店街等イベント開催支援事業 商店街等持続化支援事業 函館スイーツブランド化等推進事業 商品デザインリメイク事業 国内販路開拓支援事業 函館市アンテナショップ運営事業 海外販路拡大推進事業 北海道フード・コンプレックス 国際戦略総合特区推進事業	漁協 市等 市等 市等 市 市等 市等 市等 市等	
	・観光	ものづくり広域連携推進事業 ものづくりシティセールス事業 《観光振興・観光力の向上につなげるための事業の実施》 国内観光プロモーション事業 海外観光プロモーション事業 観光客受入環境整備事業 広域観光連携事業 観光宣伝印刷物等作成事業 観光ポータルサイト運営事業 はこだてフィルムコミッション事業 コンベンション誘致関係事業 《函館らしい魅力あるイベントを体系化・組織化したフェスティバルタウンはこだてを形成し、観光都市ブランドの構築に資する事業の実施》 フェスティバルタウン推進事業 はこだてフードフェスタ開催事業 箱館五稜郭祭開催事業 函館港まつり開催事業 はこだてグルメサーカス開催事業 はこだてクリスマスファンタジー開催事業 はこだて冬フェスティバル開催事業 大沼・函館雪と氷の祭典開催事業 湯の川温泉花火大会開催事業 五稜星の夢開催事業 はこだてMOMI-Gフェスタ開催事業 湯の川冬の灯り開催事業 黒船サーカス開催事業 函館港イルミネーション映画祭開催事業 はこだて国際民俗芸術祭開催事業 恵山つつじまつり開催事業 恵山ごっこまつり開催事業 南かやべひろめ舟祭り開催事業	 市 市 市 市等 市 市 市等 市 市 市等 市等 市等 市等 市等 民間 民間 市 市等 民間 民間 民間 民間 民間	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	・企業誘致	《企業誘致を促進し、地域経済の活性化につなげるための事業の実施》 企業立地促進事業	市	
	・その他	《空港・港湾の利用を促進し、地域経済の活性化につなげるための事業の実施》 函館空港利用促進事業	市等	
		旅客船誘致推進事業	市	
		ポートセールス推進事業	市	
	(11)その他	I T・ロボット等の活用による 生産性向上支援事業	市	
		中小企業金融対策事業	市	
		小規模事業経営近代化促進事業	市	
		雇用環境向上促進事業	市	
		雇用対策推進事業	市	
		ジョブカフェ・ジョブサロン函館運営事業	市	
		しごとフェスタ開催事業	市	
		就職促進マッチング支援事業	市	
		女性・高齢者の多様な働き方導入モデル事業	市	
		北海道縦貫自動車道整備事業	国	
		函館新外環状道路整備事業	国	
		函館駅前東地区第一種市街地再開発事業	民間	
		函館空港整備事業	国	
		重要港湾函館港整備事業	国等	
		地方港湾榎法華港整備事業	国	
		スポーツ大会・合宿誘致推進事業	市	

(4) 産業振興促進事項

○ 産業振興促進区域および振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
函館市全域	製造業，情報サービス業等，農林水産物等販売業，旅館業（下宿営業を除く）	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

○ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)，(3)のとおり

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 電気通信施設および情報化

住民への情報伝達手段として設置されている防災行政無線は、災害時や緊急時の連絡など、随所にその効果が発揮されていることから、今後も、計画的に整備していく必要があります。

また、社会全体のデジタル化が加速するなか、デジタル格差の解消が課題となっており、今後は、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に基づく、様々な取り組みの効果的な展開に向けて、住民への周知・啓発等に努めていく必要があります。

(2) その対策

ア 電気通信施設および情報化

- ・ 防災行政無線の整備 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 ・ 防災行政用無線 施設	防災行政無線整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ その他	《地域住民が将来にわたり、安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業の実施》 防災サポート無線整備事業	民間	

5 交通施設の整備，交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

道路は，市民生活や産業活動に欠かせない社会基盤であるため，本市はこれまで，幹線道路や生活道路の改良・舗装整備をはじめ，老朽化が進んでいる道路橋やトンネルなど道路施設についても，長寿命化計画に基づき定期点検や修繕を実施するとともに，通学路の安全対策などに努めており，今後においても，防災・安全対策を踏まえた道路整備や計画的な道路施設の修繕のほか，人にやさしい歩行空間の創出など，道路環境の向上が求められています。

また，旧 4 町村地域については，海岸線に沿って延びる国道278号と道道 6 路線が地域にとって重要な幹線道路となっており，住民の日常生活圏の拡大に向けて産業活動等に密着している生活道路とともに，計画的な整備が必要であります。

イ 交通確保対策

市電や路線バスをはじめとする公共交通は，通勤や通学，買い物や通院など市民生活に欠くことのできないものですが，自家用自動車の普及や道路網の整備が進む中，人口移動や人口減少などにより，市電・路線バスの利用状況は，平成 2 年から平成 27 年までの 25 年間で，市電の利用者数は 4 割近く，路線バスの利用者数は約 3 分の 1 にまで減少し，このままの状況が続いた場合には，さらなる減便や路線の廃止など，市民生活に必要な公共交通の確保が難しくなることが懸念されています。

このような状況にありますが，高齢化の進行などにより，自家用自動車を運転できない，または運転しない市民の移動手段として，市電や路線バスをはじめとする公共交通機関は，今後も重要な役割を担うことから，地域において持続可能な公共交通の構築や維持・存続が喫緊の課題となっています。

(2) その対策

ア 道 路

- ・ 地域内幹線道路および生活道路の改良・舗装整備
- ・ 交通安全対策の推進
- ・ 歩道の段差解消やバリアフリー化の推進 など

イ 交通確保対策

- ・ 持続可能な公共交通網の構築
- ・ 生活交通路線の維持・確保 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 ・ 道路	改良舗装 西桔梗中央線 中環状通 湯浜通 温泉通 湯川1ー25号線 恵山公園線	市	
		街路整備 昭和団地通 日吉中央通	市	
		通学路点検対策事業	市	
		雪寒対策事業	市	
	・ 橋りょう	橋梁長寿命化対策事業	市	
	・ その他	道路施設点検事業	市	
		ロードヒーティング施設修繕事業	市	
		道路案内標識整備事業	市	
		歩行者にやさしい道づくり事業	市	
	(5) 鉄道施設等 ・ 軌道施設 ・ 軌道車両	市電軌道・電停改良事業 市電車体改良事業 市電超低床車両購入事業	市 市 市	
	・ その他	道南いさりび鉄道株式会社運行支援事業	市等	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	《地域住民の福祉活動や社会活動への参加等を促進するため、地域内の交通手段の確保に資する事業の実施》		
	・ その他	地域内交通確保対策事業	市	
	(10) その他	生活交通路線維持事業	市	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

水道施設は、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであることから、安全で良質な水道水を安定供給するほか、災害時においても市民生活に著しい支障をきたすことがないように、老朽化した水道施設の改良・更新や危機管理対策を推進していく必要があります。

イ 下水処理施設

下水処理施設は、快適な生活環境の確保や公衆衛生の向上ならびに公共用水域の水質保全などの役割を担う重要な社会基盤施設であることから、計画的に老朽化した施設の改築・更新を行っていく必要があります。

なお、旧4町村地域のうち戸井地域では、平成12年度から特定環境保全公共下水道整備事業を進め、平成18年度から供用を開始しておりますが、恵山地域、楳法華地域、南茅部地域については、集落形態や地理的条件等に合わせて、今後も合併処理浄化槽の設置促進など生活排水処理対策を講じていく必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

本市の廃棄物処理施設に係る主要設備等については、経年劣化や老朽化が進んでいる状況にあり、とりわけ、ごみ焼却施設については老朽化が顕著であるため、プラント設備や建屋の全面的な改修を進め、ダイオキシン類や有害物質の排出抑制など、適正な処理を維持し、安定した廃棄物処理を行うとともに、今後も、各種施設の定期的な整備のほか、適切な設備更新を図っていく必要があります。

エ 火葬場

火葬場については、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から、火葬業務を支障なく行う必要があるため、設備等の老朽化に伴い、定期的に改修を行っていく必要があります。

オ 消防・救急施設

消防体制については、頻発化・激甚化する気象災害や高齢化社会の進行に伴う救急出動件数の増加など、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、より安全で迅速な対応を図るため、消防・救急施設や設備の整備・更新などを計画的に進め、救急救命体制の充実はもとより、火災予防体制や地域防災力の要である消防団の強化を図っていく必要があります。

カ 公営住宅

公営住宅については、「函館市公営住宅等長寿命化計画（平成25年度～令和4年度）」に基づき、既存市営住宅の外壁・屋根等の改修を行い、入居者の安全性の確保と良質な住宅ストックとして長期的な活用を可能にするとともに、老朽・狭小・設備不良の状態にある住宅の建替えを計画的に推進することで、土地の高度利用や居住水準の向上を図り、地域の良好な住環境の形成に努めていく必要があります。

キ その他

住民が安心して暮らすことができる生活環境づくりとして、地震などの災害に備え、防災訓練の実施による防災意識の向上や、自主防災組織の育成・支援による地域防災力の強化など、防災対策に取り組む必要があるほか、地域コミュニティの中心的な役割を担う町会等については、自主的な活動を促進するための支援などを行い、地域の活性化につなげていく必要があります。

また、美しい都市景観の形成や住み良い環境づくりのため、西部地区の再整備の取り組みや老朽化した空き家の解消などを推進するとともに、公園整備や遊具施設等の更新などを計画的に進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 水道施設

- ・ 浄水施設，取水施設，配水管等の整備 など

イ 下水処理施設

- ・ 管渠施設，ポンプ場施設，終末処理場施設の整備
- ・ 函館湾流域下水道の整備
- ・ 特定環境保全公共下水道の整備
- ・ 合併処理浄化槽の設置促進 など

ウ 廃棄物処理施設

- ・ 焼却施設および廃棄物最終処分場の整備
- ・ 再資源化処理施設の整備
- ・ 次期廃棄物処理施設の整備
- ・ し尿処理施設の整備 など

エ 火 葬 場

- ・ 斎場の改修 など

オ 消防・救急施設

- ・ 消防施設の改修・整備
- ・ 各種消防・救急車両の整備
- ・ 防災意識の向上および地域消防組織の強化 など

カ 公営住宅

- ・ 老朽住宅の建替
- ・ 住宅の外壁・屋根等の改修
- ・ 住宅の居住性の向上・改善 など

キ そ の 他

- ・ 防災意識の向上および地域防災力の強化
- ・ 町会会館建設および町会活動への支援
- ・ 公園施設長寿命化計画に基づく遊具施設等の改修，撤去
- ・ 空き家の除却への支援 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 ・上水道	浄水施設整備事業 取水施設整備事業 配水管等整備事業	市 市 市	
	(2) 下水処理施設 ・公共下水道	特定環境保全公共下水道整備事業 管渠施設整備事業 ポンプ場施設整備事業 終末処理場施設整備事業 函館湾流域下水道事業	市 市 市 市 北海道	
	・その他	生活排水処理促進事業 合併処理浄化槽設置事業 排水路整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設	焼却施設整備事業 廃棄物最終処分場整備事業 再資源化処理施設整備事業 次期廃棄物処理施設整備事業	市 市 市 市	
	・し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	市	
	(4) 火葬場	斎場改修事業	市	
	(5) 消防施設	消防庁舎改修事業 高規格救急自動車整備事業 水槽付消防ポンプ自動車整備事業 屈折はしご付消防ポンプ自動車整備事業 化学消防ポンプ自動車整備事業 小型動力ポンプ付積載車整備事業 指揮車整備事業 広報車整備事業 消防水利整備事業 消防団器具置場（車庫）整備事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	(6) 公営住宅	公営住宅建替事業 公営住宅外壁等改修事業 公営住宅居住性向上改善事業	市 市 市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	《地域住民が将来にわたり、安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業の実施》		
	・防災・防犯	防災意識普及啓発事業 非常食、応急救護用資材購入事業 地域防災力強化事業 防災訓練実施事業 防災無線システム整備事業 避難行動要支援者名簿システム整備事業	市 市 市 市 市 市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	・その他	旧消防庁舎等解体事業	市	
		旧地域会館解体事業	市	
		旧職員住宅解体事業	市	
		旧貸建物解体事業	市	
	(8) その他	町会会館建設事業	民間	
		町会等支援事業	民間	
		防犯・街路灯整備事業	民間	
		公害監視機器整備事業	市	
		有害大気汚染物質測定事業	市	
		生ごみ減量化対策推進事業	市	
		資源ごみ収集推進事業	市	
		資源回収促進事業	市	
		環境教育推進事業	市	
		環境啓発イベント等実施事業	市	
		公園施設長寿命化対策事業	市	
		公園整備事業	市	
		河川改修事業	市	
		河川転落防止柵設置事業	市	
		河川浚渫事業	市	
		西部地区再整備事業	市等	
		ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業	市	
		空き家再生等推進事業	市	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

本市における令和元年の出生数は1,305人となっており、合計特殊出生率は1.18で、全国1.36・全道1.24を下回っています。

このような状況のなか、令和2年3月に策定した「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、地域における子育て支援、母子の健康確保と増進、ひとり親家庭の自立支援、子どもの貧困対策など、各種施策を実施しており、今後においても、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支え、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現をめざして、子ども・子育て家庭の支援に関する施策の効果的な推進に努めていく必要があります。

イ 高齢者福祉

本市においては、今後も、高齢者比率が上昇する状況が続き、介護ニーズが高い高齢者の割合が増加する一方で、生産年齢人口の割合が低下し、高齢者の生活を支える担い手が不足することが見込まれています。

このような状況のなか、令和3年3月に策定した「第9次函館市高齢者保健福祉計画・第8期函館市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、地域住民の複雑化・複合化した課題解決を支援するため、市内10圏域の地域包括支援センターに自立相談支援機関を併設した「福祉拠点」の整備や、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備など、引き続き「地域包括ケアシステム」の推進に努めるとともに、各種サービスの充実に向けた施策に取り組んでいく必要があります。

ウ 障がい福祉

本市においては、身体障害者手帳の交付者数が減少傾向であるのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加しています。

このような状況のなか、障がい者施策の推進を図るため、施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として、平成28年3月に「第2次函館市障がい者基本計画（平成28年度～令和7年度）」を策定するとともに、令和3年3月には「第6期函館市障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、障がい福祉サービスをはじめ、相談支援体制や地域生活支援事業を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保することをめざし、引き続き、障がいのある人の地域生活の支援体制の充実および自立・社会参加の促進に努めていく必要があります。

エ その他

本市は、生活習慣病による死因の割合が高い状況にあることから、市民一人ひとりの健康づくりを支援するため、生活習慣病の予防に重点を置いた「健康はこだて21（第2次）（平成25年度～令和4年度）」を策定し、子どもから高齢者までの各ライフステージにおけるめざす姿と健康目標および目標値を定め、健康寿命の延伸や生活習慣の改善など、健康増進の取り組みを進めています。

今後においても、市民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、家庭や地域、行政、学校、職場、企業など周囲が健康を支え、守るための環境づくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 児童福祉

- ・ 認定こども園の整備への補助
- ・ 子育て支援の推進および保育サービスの向上
- ・ 子どもの健全育成の推進
- ・ 妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援 など

イ 高齢者福祉

- ・ 福祉拠点の整備・運営
- ・ 公共交通機関の乗車料金の助成
- ・ 在宅医療・介護連携事業の推進
- ・ 介護予防・生活支援サービスの推進 など

ウ 障がい福祉

- ・ 障がい福祉サービスの提供
- ・ 地域生活支援事業の実施 など

エ その他

- ・ 健康づくり事業の推進
- ・ 各種健康診査・検診事業の実施 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健およ び福祉の向上 および増進	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	市等	
	(3) 高齢者福祉施設 ・高齢者生活福祉 センター ・老人ホーム	生活支援ハウス運営事業	市	
		恵山福祉センター改修事業	市	
		軽費老人ホーム運営補助事業	民間	
	(5) 障害者福祉施設 ・地域活動支援 センター	障害者地域活動支援センター事業	市	
		(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・高齢者・障がい 福祉	《高齢者等が安全に安心して暮らすことが できる保健・福祉サービスの実施》	
	高齢者交通料金助成事業		市	
	高齢者等送迎サービス事業		市	
	高齢者温泉入浴優待事業		市	
	障害者等外出支援事業		市	
	子育て支援推進事業		市等	
	保育サービス向上推進事業		市等	
	子ども健全育成事業		市	
	ひとり親家庭等支援事業		市等	
	子ども医療助成		市	
	ひとり親家庭等医療助成		市	
	妊産婦保健事業		市	
	(9) その他		特定不妊治療助成事業	市
		新生児聴覚検査事業	市	
		福祉コミュニティエリア推進事業	民間	
		ひとり暮らし高齢者等 緊急通報システム設置事業	市	
		高齢者等在宅生活支援事業	市	
		地域包括支援センター運営事業	市	
		在宅医療・介護連携推進事業	市等	
		生活支援体制整備事業	市	
		成年後見センター運営事業	市	
健康づくり推進事業		市		
各種健康診査・検診事業		市		
歯周疾患（歯周病）検診事業		市		
若い世代のピロリ菌検査実施事業		市		
感染症対策推進事業	市			
総合福祉センター改修事業	市			

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の令和元年10月1日現在における病院と一般診療所をあわせた人口10万人あたりの病床数は2,498.3床となっており、全国1,284.1床、全道1,884.0床を上回っているものの、近隣市町を含めて旧函館市域に集積している状況であり、地域医療の確保や高齢化の進行等に対応した医療を提供するため、医師をはじめとする医療従事者の確保を進めていく必要があります。

市立病院事業としては、市立函館病院、市立函館恵山病院および市立函館南茅部病院の3病院を運営しており、特に市立函館病院は、地方・地域センター病院としての責務のほか、臨床研修病院や地域災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院などの指定を受けています。

また、南北北海道の救急医療を担う救命救急センターの指定も受けており、道南圏のドクターヘリの基地病院となるなど、南北北海道の基幹病院として、重要な役割を担っています。

(2) その対策

- ・ 各種医療施設設備の整備
- ・ 夜間診療および救急医療体制の充実 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 ・ 病院	医療施設設備整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 自治体病院	《地域医療の確保に資する事業の実施》 診療応援医師招へい事業	市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

全国的に少子化が進むなか、本市においても児童生徒数の減少が著しく、1学年1学級の小規模校が全市的に数多くみられ、クラス替えができないことや目的に応じた学習形態を取り難いこと、部活動が組織できないなどの課題が生じており、教育環境の充実を図るため、「函館市立小・中学校再編計画」に基づき、地域の実情を十分踏まえながら、学校の統廃合を進めていく必要があります。

また、学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、教育環境の改善と機能向上を目的とした校舎等の整備・改修や、安全・安心で快適な学校づくりに資する取り組みを進めていく必要があります。

イ 社会教育

本市では、生涯学習機会の創出や活動の場の提供など、社会教育の充実に努めていますが、住民の社会教育に対する期待やニーズに応え、地域特性等を生かした生涯学習事業を推進していく必要があります。

ウ コミュニティ活動・スポーツ振興

人口減少や高齢化の進行により地域コミュニティの活力低下が懸念されるなか、地域において住民同士が支え合う力の維持向上を図るうえで、地域の枠を超えた交流機会の拡大や住民の自主活動の場の提供、コミュニティ活動やスポーツ振興のため、その活動に資する集会施設や体育施設等の有効利用と関連施設の整備・改修を進めていく必要があります。

エ その他

近年、子どもの貧困が社会問題化しており、本市においても、小・中学校における生活保護世帯と就学援助世帯を合わせた低所得世帯の対象児童が約3割を占める状況にあるため、低所得世帯への教育費負担の支援や、向学心と能力が十分あるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な学生・生徒に対する支援などの取り組みを進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

- ・ 小・中学校校舎等の整備・改修
- ・ スクールバスの運行 など

イ 社会教育

- ・ 社会教育施設の充実および利用促進
- ・ 地域の特性を生かした生涯学習の推進 など

ウ コミュニティ活動・スポーツ振興

- ・ 地域コミュニティ施設および地域会館の改修
- ・ 体育施設・設備の整備・改修
- ・ 各種スポーツ振興事業の推進 など

エ その他

- ・ 教育費負担に対する支援
- ・ 奨学金の給付・貸与事業の実施 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 ・校舎	統合校新增築・改修事業	市	
		外壁・屋根・屋上等改修事業	市	
		暖房設備改修事業	市	
		電気設備等改修事業	市	
		トイレ改修事業	市	
	・屋内運動場	屋内運動場改修事業	市	
		・スクールバス・ ボート	スクールバス運行事業	市
	・給食施設	給食施設等改修事業	市	
		・その他	屋外設備改修事業	市
	(3) 集会施設，体育 施設等 ・集会施設	地域会館改修事業	市	
		恵山市民センター改修事業	市	
		恵山コミュニティセンター改修事業	市	
		スポーツ施設設備等改修事業	市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・その他	《地域住民が将来にわたり，安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業の実施》		
		廃校舎等解体事業	市	
	(5) その他	旧学校プール解体事業	市	
		旧教職員住宅等解体事業	市	
		社会教育・体育推進事業	市	
		私立学校運営助成事業	市	
		私立専修学校運営助成事業	市	
入学準備給付金事業		市		
給付型奨学金事業		市		
奨学金貸与事業		市		
特別支援教育支援員配置事業		市		
マラソン大会開催事業		市		
道南駅伝競走大会開催事業		民間		

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

旧4町村地域は、旧函館市域に比較して、人口減少や高齢化の進行が著しく、このまま対策を講じなければ、地域コミュニティ機能維持が困難となり、日常生活の維持や移動手段の確保、医療問題など様々な課題が生じることが想定されることから、地域コミュニティ機能の低下を防ぐ仕組みづくりが求められています。

(2) その対策

- ・ 集落の再編・維持 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 集落整備	《集落の維持および活性化のため、集落の基 盤強化を図るための集落維持対策の実施》 集落維持対策事業	市	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

北海道で唯一の国の特別史跡に指定されている五稜郭跡については、保護・保存を強化し、歴史公園としての整備充実を図るため、石垣保存や園路等の環境整備を実施してきており、今後も計画的な史跡整備が必要であります。

また、北海道唯一の国宝「中空土偶」が展示されている縄文文化交流センターや、北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の構成資産である史跡大船遺跡と史跡垣ノ島遺跡については、効果的な活用や保全に努めるとともに、郷土学習など将来にわたり継承する意識醸成の取り組みが求められています。

さらに、西部地区の歴史的町並みについては、景観を保全するため、歴史的建造物の外観修理に対する補助のほか、適正に維持するために必要な老朽度調査の実施、適切に引き継がれていくための意識啓発や承継支援などの取り組みが求められています。

(2) その対策

- ・ 特別史跡五稜郭跡の環境整備
- ・ 縄文遺跡・史跡などの整備、保存・活用等の推進
- ・ 歴史的建造物の保存、継承・活用の推進 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 ・ 地域文化振興施設 ・ その他	特別史跡五稜郭跡環境整備事業 文化財建造物（民間所有）保存修理事業 史跡大船遺跡整備事業 大船遺跡史跡外駐車場整備事業 文化財保存地域計画策定事業	市 民間 市 市 市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 地域文化振興	《地域文化の振興に資する事業の実施》 史跡大船遺跡・史跡垣ノ島遺跡保存管理事業 縄文文化交流センター管理運営事業 縄文遺跡群世界遺産登録推進事業 郷土学習推進事業 歴史的建造物継承・活用推進事業	市 市 市等 市 市	
	(3) その他			

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市は、海や山などに恵まれた自然環境にあるとともに、寒冷地にありながら比較的降雪量が少なく気候にも恵まれていることから、その自然特性から得られる再生可能エネルギーを有効活用し、各公共施設において太陽光発電システムの導入を進めるとともに、バイオマス発電、廃棄物発電、小水力発電などの設備を設置してきたところであり、引き続き、地域特性を生かした自然エネルギーへの取り組みを図る必要があります。

また、新エネルギーの導入を推進するため、太陽光発電システム等の設置への支援を行うなど、引き続き、環境に配慮したクリーンエネルギーの活用に努める必要があります。

(2) その対策

- ・ 各種発電システムの導入
- ・ 新エネルギー等システム設置への支援 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用 の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電事業 バイオマス発電事業 廃棄物発電事業 小水力発電事業	市 市 市 市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 再生可能エネルギー利用	《再生可能エネルギーの導入・利用の推進を図るための事業の実施》 新エネルギー等システム設置費補助事業	市	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本市は、海と山に囲まれた地形となっており、自然に恵まれた環境を有していますが、一方では、シカやヒグマ、カラス、トドなどの食い荒らし等による農業、漁業、林業被害や人的被害が拡大しており、自然環境に配慮しながら、鳥獣の保護、捕獲、駆除を行う必要があります。

また、本市は、毎年多くの市民や観光客が訪れるサクラの名所を有していますが、近年、サクラの老朽化や枯損が進行しているため、樹木診断・樹木保護等を行い、サクラ環境の保全・延命化に取り組む必要があります。

(2) その対策

- ・ 鳥獣被害の防止対策の実施
- ・ サクラの保全・延命化対策の実施 など

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	過疎地域持続的発展 特別事業	《自然環境の保全および再生を図るための事業の実施》 鳥獣被害防止対策事業 サクラ環境対策事業	市 市	

■事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

[illegible]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	・観光	《観光振興・観光力の向上につなげるための事業の実施》 国内観光プロモーション事業 海外観光プロモーション事業 観光客受入環境整備事業 広域観光連携事業 観光宣伝印刷物等作成事業 観光ポータルサイト運営事業 はこだてフィルムコミッション事業 コンベンション誘致関係事業 《函館らしい魅力あるイベントを体系化・組織化したフェスティバルタウンはこだてを形成し、観光都市ブランドの構築に資する事業の実施》 フェスティバルタウン推進事業 はこだてフードフェスタ開催事業 箱館五稜郭祭開催事業 函館港まつり開催事業 はこだてグルメサーカス開催事業 はこだてクリスマスファンタジー開催事業 はこだて冬フェスティバル開催事業 大沼・函館雪と氷の祭典開催事業 湯の川温泉花火大会開催事業 五稜星の夢開催事業 はこだてMOMIーGフェスタ開催事業 湯の川冬の灯り開催事業 黒船サーカス開催事業 函館港イルミナシオン映画祭開催事業 はこだて国際民俗芸術祭開催事業 恵山つつじまつり開催事業 恵山ごっこまつり開催事業 南かやべひろめ舟祭り開催事業	市 市 市 市等 市 市 市等 市	※1
	・企業誘致	《企業誘致を促進し、地域経済の活性化につなげるための事業の実施》 企業立地促進事業	市	
	・その他	《空港・港湾の利用を促進し、地域経済の活性化につなげるための事業の実施》 函館空港利用促進事業 旅客船誘致推進事業 ポートセールス推進事業	市等 市 市	

※1 地域の持続的発展に向けて、四季折々の魅力あるイベントを継続的に開催するとともに、それらイベントを体系化・組織化し、国内外に効果的に情報発信することで、国際観光都市としてのブランド力をさらに高め、交流人口の拡大はもとより、賑わいと活気のあるまち「フェスティバルタウンはこだて」の形成の推進につながるなど、その効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・その他	《地域住民が将来にわたり、安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業の実施》 防災サポート無線整備事業	民間	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・その他	《地域住民の福祉活動や社会活動への参加等を促進するため、地域内の交通手段の確保に資する事業の実施》 地域内交通確保対策事業	市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・防災・防犯 ・その他	《地域住民が将来にわたり、安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業の実施》 防災意識普及啓発事業 非常食、応急救護用資材購入事業 地域防災力強化事業 防災訓練実施事業 防災無線システム整備事業 避難行動要支援者名簿システム整備事業 旧消防庁舎等解体事業 旧地域会館解体事業 旧職員住宅解体事業 旧貸建物解体事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・高齢者・障がい福祉	《高齢者等が安全に安心して暮らすことができる保健・福祉サービスの実施》 高齢者交通料金助成事業 高齢者等送迎サービス事業 高齢者温泉入浴優待事業 障害者等外出支援事業	市 市 市 市 市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・自治体病院	《地域医療の確保に資する事業の実施》 診療応援医師招へい事業	市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・その他	《地域住民が将来にわたり、安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業の実施》 廃校舎等解体事業 旧学校プール解体事業 旧教職員住宅等解体事業	市 市 市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・集落整備	《集落の維持および活性化のため、集落の基盤強化を図るための集落維持対策の実施》 集落維持対策事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・地域文化振興	《地域文化の振興に資する事業の実施》 史跡大船遺跡・史跡垣ノ島遺跡保存管理事業 縄文文化交流センター管理運営事業	市 市	
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・再生可能 エネルギー利用	《再生可能エネルギーの導入・利用の推進を 図るための事業の実施》 新エネルギー等システム設置費補助事業	市	
12 その他地域 の持続的発展 に関し必要な 事項	過疎地域持続的発展 特別事業	《自然環境の保全および再生を図るための事 業の実施》 鳥獣被害防止対策事業 サクラ環境対策事業	市 市	

